使用許可申請に必要な書類

- (1) 施設使用許可申請書 (署名捺印) (船舶検査証書の所有者と一致させること)
 - ・申請書類は宮古島市建設部港湾課窓口で受け取って下さい。 ※1
 - ・申請者のカラー写真 1枚【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影3ヶ月以内であること】
- (2) 共同使用者 (クルー) 登録申請書 (署名捺印)
 - ・使用許可申請書の署名捺印、共同使用者の署名捺印、共同使用者の写真 1枚、
 - ・共同使用者の雇用保険被保険者証の写し
 - ※雇用保険に加入しており被保険者証をお持ち出ない方はハローワークへの申請手続きで 受け取る事が出来ます。
- (3) 船舶管理業者 届出書 (署名捺印)
 - ・使用許可申請書の署名捺印、船舶管理業者の署名捺印、船舶管理業者の写真 1 枚 【3.0×2.5・上半身脱帽・撮影 3 ヶ月以内であること】
 - ※遠方の方で申込みを行う場合のみ申請が必要。使用者・クルーが島内にいる場合は申請できない。
- (4) 使用者の配偶者及び1親等の者の身分を証明するもの
 - ・ 自動車免許証、小型船舶操縦士免許、船員手帳、パスポート等の写真付き証明書の写し※2
 - ※こちらは必須ではないですが、使用者の配偶者及び1親等の者が単独でマリーナを使用する、 使用する予定のある方はご提出ください。
- (5) 所有者の身分を証明するもの
 - ・ 自動車免許証、小型船舶操縦士免許、船員手帳、パスポート等の写真付き証明書の写し ※2
- (6) 申請する艇の写真
 - ・ A 4 紙に正面からと横からの写真を貼り付けて提出すること。その際に艇名が確認できること。 又、船台を保有している場合は船台の写真を貼り付けること。
- (7) 船舶検査証書 ※3 (申請者の名前と一致させること。)
- (8) **賠償責任保険証の写し** (必ず加入すること、未加入の場合は、使用許可書の発行は致しません)
- (9) 誓約書(署名捺印) ※4
- (10) 船舶管理業者誓約書 (申し込まれる方のみ)※4
 - ※1・・・遠方の方で申請書の郵送を希望される方は電話、FAX等でお知らせ下さい。 その際、返信用封筒(定形郵便封筒120×235mm)に住所、氏名、郵便番号を記載 の上、92円切手を貼って下さい。 また、地元(宮古島)での代理人や管理人を指定して下さい。
 - ※2※3 · 「身分を証明するもの」と「船舶検査証書」の記載事項に誤りがないか、また、いずれも有効期限が切れていないか十分ご確認下さい。
 - ※4・・・ 宮古島市港湾管理条例や本マリーナの使用許可条件等に違反した場合は使用許可を取り 消される事がありますが、その場合宮古島市へ納入した使用料金(前納)の返金はなされ ませんのでご注意下さい。

問い合わせ先 宮古島市 建設部 港湾課 〒906-0013 宮古島市平良字下里108-11

(平良港ターミナルビル 3F)TEL: (0980) 72-4876EAV: (0980) 72-0624

FAX: (0980) 73-0634